

認定歯科医師の申請・更新について

【申請の要件】

1. 歯科医師の免許証を有する者
2. 1年以上の臨床経験を有する者
3. 訪問実習(※1※2)を受講し、つまようじ法ブラッシングのコンセプトと技術を修得すること
4. 認定医療機関管理者(※3)の承諾又は、理事の推薦を得ること
5. 認定歯科医師申請時に本会個人会員であること
6. 認定料機関を閉院もしくは廃業した歯科医師が認定歯科医師になる場合は申請、更新の残りの年数を引き継ぐことができる。その後は認定歯科医として申請する

(※1) 訪問実習が受講できない場合について

フリーランスの歯科医師や、大学院生、官公庁・企業所属者など、歯科医院で訪問実習を受講することが難しい場合には、その旨を事務局に報告の上、本会セミナー又は研修会、訪問指導理事の診療所での受講と、研修会会場等で行う実技指導及び実技確認によりそれに代えることができる。

(※2) 訪問実習を受講後 1 年以内に申請を出すこと

(※3) 認定医療機関管理者は、教育講演終了後に理事間で行われている「技術キャリブレーション」に、5 年間で 1 回以上参加したものに限定する。

【更新案について】

1 認定の有効期限・更新の申請

- ・認定の有効期限は登録日または更新日から 5 年間とする。
- ・更新の申請は、有効期限の 1 年前から行うことができる。

2 更新要件

更新申請までに下記①～⑤のいずれか 1 回以上に参加し、ブラッシング実習での技術確認を受けること。

- ① 教育講演
- ② 基礎または応用セミナー、WEB 編+会場編(両方受講で 1 回参加とする)
- ③ お口の健康フェスティバル
- ④ 認定医療機関でのブラッシング実習
 - a 有資格の理事(※3)が在籍する認定医療機関でのブラッシング実習
 - b 上記「技術キャリブレーション」に、5 年間で 1 回以上参加した管理者が在籍する認定医療機関でのブラッシング実習
- ⑤ ①～④の要件を満たせない場合で、認定委員長・理事長の合議によって審査後、提示される方法による技術確認(※4)

(※3) 2 の④a 記載の有資格理事とは、岐阜で行われている「技術キャリブレーション」に参加し、訪問実習に派遣できる理事を指す(有資格理事は毎年更新とする)。

(※4) 更新要件⑤は救済策

・勤務先でつまようじ法を実施していない場合

(つまようじ法実施医院から未実施医院へ転職し勤務先から理解を得られない場合や、臨床から離れた行政・企業等への転職等)

・転職・結婚・出産・病気・転居などで空白期間が生じ、要件を満たせなかった場合

・技術確認のための実習等への参加申込後、天災や体調不良・家事都合などで欠席し技術確認が出来ない場合

・セミナー委員長・理事長が救済に当たると判断した場合などであり、本人が継続意思意を持っている場合はそれを尊重する対応を図る。

2022年10月2日より施行

2025年9月28日より一部変更

附表 1

1. この施行に関わる諸費用

登録料 5,000 円

2022年10月2日より施行